

<別 添>

資源エネルギー庁 再生可能エネルギー全量買取意見受付 宛

再生可能エネルギーの全量買取についての意見

意見提出者名 (企業・団体の場合は部署名及び担当者名も記入のこと。)	山梨自然エネルギー発電株式会社 代表取締役 大友 哲
住所	山梨県北杜市高根町清里 3545-3902
電話番号	0551-48-3822
FAX 番号	0551-48-3822
電子メールアドレス	satoruot@eps4.cimlink.ne.jp
ヒアリング希望	有 ※ヒアリングについては、時間の制約や、意見内容等を勘案した上で、経済産業省から御連絡した者について行います。ヒアリングを希望されるすべての個人・団体について必ずしもヒアリングを行うわけではありませんので予め御了承下さい。 ※なお、ヒアリングは経済産業省の指定した日時に経済産業省内において公開で行います。
意見の公開の可否	可

意見提出者名	山梨自然エネルギー発電株式会社 代表取締役 大友 哲
意見内容	<p>1. 全量買取制度を行うための前提について</p> <p>国のエネルギー政策の方向性をきちっとすべきです。もしその方向性が示されなければ、当社は全量買い取り制度の実施に反対します。</p> <p>国は原子力発電を主たる電源としてその技術開発の負担を国民にさせています。そのような中で、さらに自然エネルギーの買取負担を国民にするのは理解が得られないと考えます。したがって原子力開発の費用を減らしてその分で自然エネルギーからの全量買い取り制度を行うべきです。たとえば電源開発促進税から行うべきです。</p> <p>原子力発電は、燃料をリサイクルして使ったとしても、数百年後には枯渇する資源です。したがって今世紀中に自然エネルギーを主たるエネルギー源にしなければならぬことは明らかです。そのような視点から、制度を構築するべきです。官僚が生きている間の立場や処遇を超えて人類の未来を考えていただきたいと考えます。</p> <p>2. 既存の RPS 法との関係について</p> <p>全量買い取り制度は、自然エネルギーの全てが対象とします。既存の RPS 法の枠内で行うようにしてください。既存の RPS 法は制度的に硬直しています。その理由は義務量が極端に少ないからです。そして義務量を増やせば自由経済原理により電力会社は発電事業者から RPS 価値を買い取るようにできます。そうすればおのずと自然エネルギーの価格は上昇し、普及が進むと考えられます。また電力会社間での RPS 価値の流通がスムーズに進みます。</p> <p>電力会社は買取費用を電気料金に転嫁できるようにすれば、現在の電気料金より高い価格で自然エネルギーからの電力を買い取るようにできます。また国民の負担は自然エネルギーに恵まれた地域は少なくなり、国民の理解が得られやすいと考えます。同じ電力会社でも電気料金は都市部が高く地方が安くなるようにしてください。</p> <p>たとえば東京電力管内の消費者は自然エネルギーが少ないことから、北海道電力管内の風力発電から RPS の義務量を購入するための費用負担をすることになります。その場合に送電線の費用負担もあるので、東電エリア内の太陽光発電と十分に価格競争力を持ってきます。</p> <p>3. 既存の太陽光発電の新たな買取制度との関係について</p> <p>太陽光発電の新たな買取制度はそのまま残すとともに、発電事業者(住宅用も含む)が自ら選択して全量買取制度に移行できるようにしてください。RPS 価値を電力会社に販売する制度と価格競争を行うようにしてください。</p> <p>また電力会社により RPS 法の義務量達成が困難な場合と容易な場合がありますが、新たな買取制度の加入発電所から全量買取制度に移行するよう勧誘し、他の電力会社エリアより RPS 価値を購入できるようにしたほうが良いと思います。そのような両制度間の柔軟な運用を求めます。電力会社にとってもメリットがあると考えます。</p>

4. クリーン電力証書(CO2 排出権取引)との関係について

自然エネルギーの全量買取制度と太陽光発電の新たな買取制度の両方に環境価値が含まれていないことを明記してください。RPS 法は買取量の義務法にしてください。

自然エネルギーの買取価格に CO2 排出権が含まれなければ、電力会社の負担が減少しますし、電気料金の低減により国民の理解が得られます。また、排出権を必要とするものは容易に調達することができます。それにより自然エネルギーの発電事業者が市場から多くの資金を得ることができ、発電所の建設が進みます。

制度の詳細については、以下の環境政策提言に記載された通りです。

http://teigen.jp/report/h19_o2.pdf